

長野市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第14項及び第252条の38第6項に基づき、長野市長及び長野市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和4年1月31日

長野市監査委員	西	島	勉
同	榊	原	剛
同	近	藤	満里
同	宮	崎	治夫

措置の通知書

令和3年度 随時監査（工事監査・前期）（3監査第76号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>掘削作業の安全対策について (報告書3ページ)</p> <p>城山公園再整備交差点改良工事の道路附属施設工（信号共架照明柱の基礎工事）において施工写真を確認すると、深さ 2.5m以上の掘削作業で、掘削時の土工安定勾配が確保されていなく、かつ、土留工も施されていない状況で、作業員が中に入り作業していた。</p> <p>国土交通省監修「建設工事公衆災害防止対策要綱」では、「土質に見合った勾配の掘削ができる場合を除き、掘削の深さが 1.5mを超える場合には、原則として土留工を施す。」としている。</p> <p>現場は路線バスを含め通行量が多く振動等があること、他の工事による埋戻土が混在していることから土砂の崩落の恐れがあったと判断される。掘削作業に当たっては、上記要綱に沿った安全対策の徹底を図り、現場を適切に監督されたい。</p> <p>(公園緑地課)</p> <p>(意見)</p> <p>歩道部の街路樹・植栽について (報告書3ページ)</p> <p>更北 485 号線舗装修繕工事（三本柳土地地区画整理地内）の現地を確認したところ、住宅街にある幹線道路の歩道部分（幅員 2.5m）の植樹樹（幅員 1.0m）からはみ出して成長した街路樹（種：かつら）の根が舗装を持ち上げ段差が生じ、歩行に支障を来している部分を修繕したものであるが、今回の修繕箇所以外にも、樹木の成長により今後改修の必要となる箇所があることが確認された。</p> <p>歩道幅員は 2.5m あるが、植樹樹のある箇所は通行可能な幅員が狭められており、道路に接する民地の垣根が繁茂している場所では、ベビーカーや車椅子の行き違いが困難な状況となっていた。また、街路樹の幹が太く（約 35cm：7～8m間隔）、交差点などではドライバーからの見通しが悪い箇所が見られ、交通の安全を</p>	<p>法令を遵守した安全な施工とするため、現場条件や周辺状況の確認、施工者との協議を必ず施工前に行うことについて、課内で周知徹底し、改善を図った。</p> <p>(公園緑地課)</p> <p>道路新設及び改修等の設計時における「街路樹・植栽の採用」については、道路法や道路構造令を基に、道路施設を建設・維持管理する関係部署との協議を十分に行い、意見のあった将来の維持管理コストや安全性を念頭に置き、街路樹の種類を選択や必要性を検討している。</p> <p>また、街路樹の成長により、歩道の通行に支障が大きい場合や見通しが悪い場合は、沿線住民や地区区長などと協議等を行い、了解を得た上で街路樹の切り倒しや除根等の対策を行うよう事務所内の周知を行い、改善を図った。</p> <p>(維持課南部土木事務所)</p>

措置の通知書

令和3年度 随時監査（工事監査・前期）（3監査第76号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>妨げていた。</p> <p>今後、歩道新設・改修などの設計時における「街路樹・植栽の採用」については、樹木の成長による将来の道路景観を予測し、維持管理コストや安全性などに配慮した適切なものとなるよう検討されたい。</p> <p>(維持課南部土木事務所)</p>	